同 鈴木 六郎
同 谷内 格次郎
同 木村巳之助
同 毛利式太郎
同 徳田 伊三郎
同 井原 正二
同 田中 安太郎
同 来田 定次郎
同 竹中半次郎
同 前田千代二
同 美濃 智太郎
同 細口 恒吉
同 朝倉 政義
同 岩本 栗助
同 北村 重嘉
同 鈴木 六郎
同 内藤 吾三郎
同 向原 久次郎
同 山本 金次郎
同 高田 林平
同 富島 重次郎
同 平井 恒吉
同 田中 運一郎
同 清水 佐藤
同 森永 保太郎
同 吉田 新次郎
同 北村 治三郎
同 筒井 利七
同 中川 勝太郎
同 近藤 徳次郎
同 宮川 政吉
同 齋藤 鉦吉
同 廣瀬 富雄
同 廣瀬 勝利
同 今谷 菊枝
同 木村 シヅ
同 服部 山産徒弟
同 小野木兵助同
同 藤井土郎員

雑報

◆労働組合法案　政府に於ては各労働者のために組合法を發布し十五名以上の團體なれば何れも其登記を受くると共に公認せらるゝ等に既に別項法案を帝國議會に提出せらるゝ都合なりしも議會の解散せられたる結果自然延期となり居るもいつかは正式のものとなりて發布せらるゝものなるべし若し彌よ所かる程の團體が組織せらるゝ場合は組合員の職工に於ても從前の如くならで必ず雇主側に對する態度を一變するべしなれば雇主に於ても豫め之れが研究をなし置くの必要あるべし(内務省案左の通り)

労働組合法

第一條　本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ労働條件ノ維持改善ノ目的ニ依リテ設立シタル組合ノ連合又ハ其聯合ヲ云フ

第二條　労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間内ニ組合規約ヲ添ヘ本部所在地ノ地方長官ニ届出スル事ヲ要ス組合規約ニ變更アル時又同シ

第三條　労働組合ハ組合規約ニモ左ノ事項ヲ記載スル事ヲ要ス

一、名稱　二、目的　三、主タル事務所　四、組織　五、組合員ノ資格ニ關スル規定　六、組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定　七、總會其他會議ニ關スル規定　八、組合代表者其他ノ役員ニ關スル規定　九、組合費加入金及會計ニ關スル規定　十、組合財産ノ管理ニ關スル規定　十一、組合ノ目的タル事業ニ關スル規定　十二、組合規約ノ變更ニ關スル規定

第四條　労働組合ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲ス事ヲ得

別項ノ登記ヲ爲シタル労働組合ハ之ヲ法人トス

第五條　労働ノ組合ノ登記ヲ可キ事項左ノ如シ

一、第三條第一號及第三號ニ掲ケタル事項

二、設立年月日　三、理事ノ住所氏名

前項ニ掲ケタル事項中ニ變更アリタルトキハ一週間内ニ其登記ヲナス事ヲ要ス登記前ニアリテハ其變更ヲ以テ第三者ニ對抗スル事ヲ得ズ

第六條　民法第四十四條第一項第四十五條第二項第四十八條第五十條第五十二條乃至第六十六條第六十八條乃至第七十條第七十二條乃至第八十四條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

但シ總會ニ就テハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ選擧シタル代議機關ヲ以テ之レニ代ル事ヲ得

其場合ニ於テハ總會ニ關スル規定ハ之レヲ代議機關ニ準用ス

第七條　法人タル労働組合ノ合併ニ就テハ民法第六十九條ノ規定ヲ準用ス労働組合カ合併ヲナシタル時ハ二週間内ニ合併後存續スル組合ニ就テハ變更ノ登記ヲナス合併ニ依リテ消滅シタル組合ニ就テハ解散ノ登記ヲナス合併ニ依リテ設立シタル組合ニ就テハ設立ノ登記ヲ以テ債務の全部を負ふに足らざるは勿論なるも之れしも男子を立てられては已むなく他の債權者へ渡すべければ遂には全部の損失を與ふるは氣の毒なりとの口吻を洩すを以て已むなく債權者の多くは百貫の方に編笠一蓋に甘んじ承諾を與ふるに至り何れも調印を求められて債務を免るゝものあるも實際は決して危險狀態にあらず之を以て自己の損失を免れんとする不德なる行爲なるも今日の商人は自己の信用に重きを置かず一時を瀰縫し得れば足れりとする不道德なるもの續出する有樣なれば吾組合員に於ても斯かる種の交渉を受けなば十分内偵を嚴しと其真偽を確かめざれば不測の損失を蒙るべければ十分の注意ありて然るべし

◆菅野染工場　下京區五條通千本東入菅野松次郎氏は明治二十年下京區三哲猪熊町に於て染業を開始し絣染各種に就て研究をなし伊豫久留米東京中形の如き管外輸入品を防遏する目的を以て專心苦慮する處ありしも時非にして志と違ひ資本を高轟すること幾回なるを知らざるも注文先は其熱誠に感じ大に贊助する處ありしが未だ其目的を完ふする能はざりしも捷まず屈せず斯業に貢献し其後數年を經て始めて得意の品を得るに至れりと曰ふも當時は何れも手工業に屬するを以て發色其他に於て十分なるを得ざりしより始めて機械工業の必要を感じ各地方に於ける此種の視察をなし機械使用の研究に力め大に得る處ありしを以て工場を現住所に移し機械を應用するに至りたるは京都染業界に一大革進を促したるものなり而して其製品は肯として中形捻染にありしが市場に販賣せらるゝに當り賞用者の歓迎を得て注文一時に輻輳し之がため東京中形は京地に於て其痕跡を絶つに至れり以後工況順調に進み絣絣白絣大島紬等着々研究の功果顯はれ世上に稱擧せられ今や機械の增設工場の擴張等個人經營としては同氏の工場を以て京都染工場の首位に置かざるべからざる隆盛を見るに至れるは決して歐洲戰亂の影響を受け一時に倍俸を得たる所謂世の成金と級を同ふすべからざるなり曾て之を扶け益に至らしめたるは同氏の骨肉たる門田角太郎氏の功勞も沒すべからざるなり同氏は或る公職を帶び精勤十數年菅野氏の機械工業を創むると同時に職を捨ち其事業を

地方に於ては越後の地方に於ける絹織の影響が無次約に高當地方新業者の受くる苦痛著しく且其の期間長き事なり而して當地方新業者は單に今回のみならず既に昨夏以來當貨の大暴落又は鐵道同盟罷業等障害相續いで起り市場閉散を極めし後を承けたること丶各日支商の被る損害と苦痛とは蓋し甚大なるべし日下何等表面に現はれたる變動は之を見ざるも内部に於ける動搖は市場を一層不安に陥きつゝあり

□支那棉輸入税の撤廢

從來支那各地より紡績廠所在の各港に原棉を移入する場合は本税以外に輸入税の名稱を以て本税の二分の一を徴收するが先般上海華商紗廠聯合會は江海税務司の一を經て税務所に向ひ該税の免除を請願したり請願條件として人口に比し極めて僅少なる錢數は近時數種の新紡廠全創せられ毎年々總糸布類の輸入二億元に達する對貨を示す毎年移入せらるゝ原棉は一擔銀三圓五分に加ふるに同一錢七分五厘を賦課せらるゝに以て外人は支那内地に於て本税の外に附加税を徴收せらるゝことなし國民生活上必要なる材料を生産すべき該事業擁護の爲復稅又後の機廢を請願す等を列記す當局に於ては尚ほ調査の結果該請願の正當なるを認め今日輸入税撤廢を決定し直ちに之を公表せりとぞ

◆注意すべき傾向　商人の重んずべきは資本の豐富を謂はんより寧ろ商業道德に背かざる誠實なる取引をなす信用第一とせざるべからざるは勿論なるに現時況の不安定なるに乘じ特に惡質なる行策を弄するものあるに至りては大に嘆すべき譽戒べきの至りとす現今商人の行ふべき好手段は自ら發奮して自己の危險を吹聽し或は人を以て流言せしむるのみならず時に殊更に不義を承知しつゝ詐欺行爲を發行し其虚聞紙上に發表せらるゝを待ちつゝあるが如き不德行爲を敢てし各債權者が之を見聞すると同時に支拂の督促をなすに當り一時を詐へ倒産破産を免れざれば此際債權者の間に紛糾を生ずるは流行後れのテイキ物等を提供し之を以て債務に充てらるべく尤も之れ以て債務の全部を償ふに足らざるは勿論なるも之れしも男子を立てられては已むなく他の債權者へ渡すべければ遂には全部の損失を與ふるは氣の毒なりとの口吻を洩すを以て已むなく債權者の多くは百貫の方に編笠一蓋に甘んじ承諾を與ふるに至り何れも調印を求められて債務を免るゝものあるも實際は決して危險狀態にあらず之を以て自己の損失を免れんとする不德なる行爲なるも今日の商人は自己の信用に重きを置かず一時を瀰縫し得れば足れりとする不道德なるもの續出する有樣なれば吾組合員に於ても斯かる種の交渉を受けなば十分内偵を嚴しと其真偽を確かめざれば不測の損失を蒙るべければ十分の注意ありて然るべし

◆菅野染工場　下京區五條通千本東入菅野松次郎氏は明治二十年下京區三哲猪熊町に於て染業を開始し絣染各種に就て研究をなし伊豫久留米東京中形の如き管外輸入品を防遏する目的を以て專心苦慮する處ありしも時非にして志と違ひ資本を高轟すること幾回なるを知らざるも注文先は其熱誠に感じ大に贊助する處ありしが未だ其目的を完ふする能はざりしも捷まず屈せず斯業に貢献し其後數年を經て始めて得意の品を得るに至れりと曰ふも當時は何れも手工業に屬するを以て發色其他に於て十分なるを得ざりしより始めて機械工業の必要を感じ各地方に於ける此種の視察をなし機械使用の研究に力め大に得る處ありしを以て工場を現住所に移し機械を應用するに至りたるは京都染業界に一大革進を促したるものなり而して其製品は肯として中形捻染にありしが市場に販賣せらるゝに當り賞用者の歓迎を得て注文一時に輻輳し之がため東京中形は京地に於て其痕跡を絶つに至れり以後工況順調に進み絣絣白絣大島紬等着々研究の功果顯はれ世上に稱擧せられ今や機械の增設工場の擴張等個人經營としては同氏の工場を以て京都染工場の首位に置かざるべからざる隆盛を見るに至れるは決して歐洲戰亂の影響を受け一時に倍俸を得たる所謂世の成金と級を同ふすべからざるなり曾て之を扶け益に至らしめたるは同氏の骨肉たる門田角太郎氏の功勞も沒すべからざるなり同氏は或る公職を帶び精勤十數年菅野氏の機械工業を創むると同時に職を捨ち其事業を

補ひ乗ち工場管理の任に當り生産能力は職工使用法の適否にあるを窮むると共に專ら其奬成に勉め世の職工を輕視する傾きあるは知らざるの甚だしきもの苟も利益の增進を圖らんと欲せば一に職工の力に待たざるべからずとせば之を厚遇するは勿論言語行動に於ても決して主從の隔てある感を抱かしめざる方針に依らざるべからずとし殆んど寢食を共にし教育衛生娯樂慰安の諸機關を設備し家族的に遇するより該工場の職工は他に比し品性の優良なるもの多きは亦偶然にあらざるなり特に感ずべきは當時時況の沈滯より他の工場に於ては續々職工を解傭し或は減給するの際に於て該工場にては從前通りの給料を支給し居るを以てその實行期限の有無を問ふに門田氏は決して期限のあるべき筈なく此後幾年月を經るも繼續するもの本工場の資産の盡くる迄は實行するものとす其理由は工場の今日あるは悉く職工諸氏の心血より生じたるものゆゑ賜り傭主なりとて私すべきにあらず宜しく苦樂を共にし仇れて後ち止ひの愛情なりと答へらる將來は知らざるも現在此言を公にし得らるゝ三千の組合員中にあるや否やを問ふものなり

◆全國製産品博覽會受賞　當組合の出品者にして授賞せられたるもの左の如し

一名譽大賞　日本製布株式會社

一銀　賞

井上庄太郎　山田吉太郎　松浦勇次郎
深田芳之助　中島　勘助　松村新之助
八木　喜作　畑　清次郎　三浦菊之助
谷岡九一郎　堀尾　深吉　安村　長藏
磯部　利一　横江彌太郎

一銅　賞

西澤市太郎　大森仁一郎　北川　清吉
金森喜太郎　畑　季次郎　北島庄太郎
中川　富七　吉田太左衛門元木　肇
多田源次郎

一褒　賞

岡村　留吉　千田政次郎　松井爲次郎
花畑三次郎　勝木幸次郎　中西　清藏
中川　富七　吉田太左衛門元木　肇

◆航空博覽會　來る七月一日より岡崎に於て航空博覽會を開催せらるゝ等なるが其名稱は當組合員の業務と緣故遠き如き感を生ずるも其實質は例の博覽會と相違あることなく出品者望者は何等なるを問はず出品し得べければ諸の準備の上當所へ申込まるべし

◆徒弟競技會　本月一日午前十時より浸落調査部同月十五日午前十時より紋機樣機置部各徒弟競技會を開催せり定刻に至り細橋副組長開會を報告し高力審査長の審査報告に次で安藤市長褒賞狀を松尾商業會議所書記長は會頭の代理として賞金を各授與し終りて飯田京都府事務官安藤市長商業會議所會頭の告辭及び祝辭あり會長の挨拶受賞者總代の答辭を以て式を閉づ

第十六回浸落調整部徒弟競技會授賞者左の通り

(甲生)一等賞

西島樹吉徒弟　山田耕造
杉浦勘三郎同　村本榮七

二等賞

高木　晉七　上西與三郎
西島康太郎　中野敬三
松川豐七　西村末次郎
宮崎喜二郎　久野信七
山内新七　林　谷

三等賞

渡邊福太郎　池田金藏
岡野喜太郎　住濱憲一
杉浦清太郎　大八木菊次郎
田中恒七　藤長次郎
中村光三郎　水口象次郎
小林市造

褒狀

人見彌三郎　山本仁三郎
鹿野喜一郎　吉岡幸一
杉本良太郎　山本秀三郎
南條利七　池田藤雄
林多一　松田正七
山本與一　高橋梅七
村岸德之助　早崎芳次郎
北山彦一郎　高谷友之助

(乙生)一等賞

橋井榮太郎徒弟　藤井藤吉

二等賞

井上兵一郎　青谷留吉
中村貞次郎　米山熊吉
藤本榮吉

三等賞

吉川廣吉
石井うめ　丸山崎慶
中村秀雄　山崎浅吉
褒狀

淺田三次郎　勝田丈夫
田中正藤　原孝次郎
来田良　本吉
三島勝美　岡島吉
小岡岩松
廣吉

本法施行後一週間内ニ第二條ノ手續ヲナス事ヲ要ス

第廿二條　労働組合ノ登記ニ就テハ產業組合法附則ヲ準用ス

◆左の一篇は時況に關し日本繪出織物同業組合聯合會より視察員を派遣し取調べたる報告にして繪出染工場に於ては參考となるべく此に掲ぐるものなり

□支部各地に於ける本邦市場勃興の影響

一東　京

一天津方面

天津に於ける邦人に於ては貿易商は這般來の本邦市場の現狀の影響に大なるものなり何れも殆んど營業休止の狀態に在り輸入品は全く杜絶し奥地買氣全く乏しく甚敷絶無なり各商店とも目下一切の整理其他にて今後の景氣落付を觀望中なり

一保定府方面

本邦より繪出せらるゝ糸の大半を吸收する北支那第一の機業地保定府方面は今回の急激なる變動の爲め機業家の打撃を被りたる者尠からず操業短縮又は休業の悲運に陷りたる者多きさへ出でたり而して此方の機業は最も盛なるものなれば今回の變動は那の繪糸布界生産高に非常なる影響を及ぼし各方面に恐怖を惹起しつゝあり

一大連

株の暴落と共に金融大に逼迫し不景氣風は財界を風靡しくあり殊に最も甚だしかりし特産界は整理資金の過を正金銀行より拒絶せられ更に朝鮮銀行に對する所あり其の承諾を得一息吐きたる有樣なり繪糸布方面も内地三品市場一部解合の暗あり印度方面安値ならば買氣あるべく以て此の上市場に混亂なく金融緩和を見るに得は此の一先づ落付きを見すべき事なるべし

一ハルヒン方面

内地繪糸布市場空前の大暴落と金融の極窮とは南滿地方より延ひてハルヒンを中心とする北滿地方にも著しき影響を與へたるは言ふ迄もなし

今各地の新聞及商況紙誌等各商況各員等ら

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

© Kyozomekai

公示

◆公示第九號

左記氏名ノモノ屋備契約ヲ結シ登記申請ノ手續ヲナシタリ此旨公示ス

大正九年六月廿五日

京都染物同業組合
組長　木村勘兵衛

機械染部員　下村專之助殿工
同　松本德次郎
同　浦上清藏
同　片山貫三
同　山口清一
同　増川寅吉
同　神前勝太郎
同　高井松蔵
同　下村信三郎
同　竜蔵
同　堀井光次郎
同　谷竹次郎
同　川初太郎
同　清水徳蔵
同　菅野染工場
同　井島清助
同　羽長蔵
同　古藤光三郎
同　堀内長蔵
同　谷口久助
同　森川喜太郎
同　中井島尻清之助
同　渡邊春市
同　松村幸四吉
同　荒谷栄次郎
同　林木藤松
同　桂治助
同　桂藤松
同　小口藤松
同　宮崎福助
同　中野善太郎
同　川井宗市
同　福井雄
同　中村
同　枚田村三郎
同　岩本一福助
同　矢田時次郎
同　清水豊吉
同　田村市左衛門
同　平塚市太郎
同　金田元吉
同　向井末次郎
同　山口國藏
模様部（袋　然）
同　岩崎政次郎
同　古井淺吉
同　田中藤太郎
同　芝田きみ
同　近藤彌一
同　田岡金五郎
同　小林
同　千種喜三郎
同　小下
同　一郎
同　小山國太郎
同　島產一
同　藤田善三郎
同　森田林之助
同　池原政藏
同　西出政男
同　小澤桂次郎
同　堀畑藤次郎
同　小粥清一
同　田中
同　留吉
同　平岡多吉
同　茶谷
同　寺田積造
同　松崎等
同　太吉
同　新居儀一郎
同　森田林之助
同　池原政藏
同　西出政男
同　小澤桂次郎
同　堀畑藤次郎
同　小粥清一
同　田中
同　留吉
同　平岡多吉
同　茶谷
同　寺田積造
同　松崎等
同　太吉

フナナス誠實ナル取引ヲナスヘシ

第七條　部員ノ不利益ヲ来タスヘキ言行ヲナシ營業ヲ妨害シ或ハ不正行爲ヲ以テ同業者ノ注文主ヨリ新タニ注文ヲ受クヘカラス

第八條　部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ染法機械器具或ハ商標ハ其許諾ナクシテ使用スヘカラス

第九條　部員ニシテ注文主ヲ同フスル相出入者ハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ協定スヘシ

第十條　部員ハ注文主或ハ部員間ニ紛議ヲ生シタルトキハ直ニ部長ニ屆出テ之レカ解決ヲ求ムヘシ

第十一條　部員ハ其注文主カ工賃價格標準ニ依ル工賃ヲ支拂ハス又ハ支拂ヲ延滯スルカ不當ノ直引ヲナシタルトキハ部長ヲ經テ直組長ニ處分ノ申請ヲナスヘシ

但シ此場合組長ハ之レカ解決ヲ見ル迄ハ一時同業者ニ通告シ其注文主ニ對シ取引ヲ停止スルコトアルヘシ

第十二條　部員ハ職工徒弟ニ關シ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一職工ハ部員ニ傳使セラレ賃金ヲ得ヲ其業務ニ從事スルモノヲ云フ

一徒弟トハ一定ノ契約年限ヲ定メ業務ノ傳習ヲ受クルモノヲ云フ

一部員ハ同業者ノ職工徒弟ヲ許諾ナクシテ使傭スヘカラス

一組合及部又ハ區ヨリ雇入停止、禁止ヲ受ケタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス

一就業中疾病又ハ傷痍ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト

一職工徒弟ヲ傳使スルトキ又ハ解傭シタルトキハ三日以内ニ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出ツヘシ

一職工徒弟ニ對シテハ成ルヘク業務ノ餘暇普通學ヲ教修セシムヘシ

一徒弟ニシテ修業シタルトキハ部長ヲ經テ修業證附與ノ申請ヲ組合組長ニナスヘシ

第十四條　部員ハ左ノ項目ノ一ニ該當スルモノヲ使用スヘカラス

一不正行爲ヲ以テ部員ノ信用ヲ害シ又ハ部員ノ取引セル注文主ヨリ新タニ注文ヲ受ケタル人

一部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ其許諾ナクシテ用ヒタルモノ

一部員カ登記及公示ヲ受ケ傳使中ノ職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

一停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未タ解除セラレサル職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

第四十四條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アルモノハ貳拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一正當ノ理由ナクシテ調査委員又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ調査事務ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ

一京都染物同業組合ノ證票ヲ携帶セサル職工ト雇傭契約ヲナシタルモノ

一不正行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ其情ヲ知リテ之ヲ傳使シタルモノ

一雇傭期限中職工徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ日ヲ與ヘサルモノ

一職工徒弟ニ理由ナシテ教養セサルモノ

一就業中疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ被リタル職工徒弟ニ對シ理由ヲ治療ヲナサシメサルモノ

第四十五條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一正當ノ理由ナクシテ召喚ニ應セサルモノ

一職工及徒弟ノ傳習ニ登記ヲ受ケタルモノ及之ヲ解約シ登記取消ヲナサヽルモノ

一登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其手續ヲ

組合定款ノ規程ヲ準用ス

第九章　違約者處分法附則

第四十三條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ貳百圓以下ノ違約金ヲ科ス

一工賃最低價格標準ニ違背シタルモノ

一取引停止ノ公示ヲ受ケタル注文主ヨリ新タニ同種ノ注文ヲ受ケタルモノ

一取引停止ノモノ代金ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談調ヒタルトキ直ニ取消屆ヲナササルモノ

一注文主ニ對スレ又引方法ヲ一定セサルモノ

一不正行爲ヲ以テ部員ノ信用ヲ害シ又ハ部員ノ取引セル注文主ヨリ新タニ注文ヲ受ケタルモノ

一部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ其許諾ナクシテ用ヒタルモノ

一部員カ登記及公示ヲ受ケ傳使中ノ職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

一停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未タ解除セラレサル職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

第四十四條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アルモノハ貳拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一正當ノ理由ナクシテ調査委員又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ調査事務ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ

一京都染物同業組合ノ證票ヲ携帶セサル職工ト雇傭契約ヲナシタルモノ

一不正行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ其情ヲ知リテ之ヲ傳使シタルモノ

一屋傭期限中職工徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ日ヲ與ヘサルモノ

一職工徒弟ニ理由ナシテ教養セサルモノ

一就業中疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ被リタル職工徒弟ニ對シ理由ヲ治療ヲナサシメサルモノ

第四十五條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一正當ノ理由ナクシテ召喚ニ應セサルモノ

一職工及徒弟ノ傳習ニ登記ヲ受ケタルモノ及之ヲ解約シ登記取消ヲナサヽルモノ

一登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其手續ヲナサヽルモノ

第四十六條　前條ノ違約者アルトキハ部長ハ部會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組合組長ニ申請スヘシ

但シ前項違約事項ニ對シ處分決定書謄本ノ傳達ヲ受ケタル部員ハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス

附　則

第四十七條　本部規約ニ記載ナキ條項ハ京都染物同業組合定款ノ條項ニ準據シ之ヲ適用ス

◆工場衛生會　府下各種工場ニ於ける現在の衛生狀態に鑑み一定方針の下に之を統轄する必要上六月廿五日午後二時關係團體の組長及工場醫師を京都府へ召集し之を協議し左の規則を發布することゝせり吾が組合員工場に於ても其大小を問はず之に加入し傳人のために衛生法の完全に發達せしむる方法を講ぜしめらるゝ筈なり

京都府工場衛生會々則(案)

第一章　總　則

第一條　本會ハ京都府工場衛生會ト稱ス

第二條　本會ハ工場衛生ノ改善進歩ヲ圖リ其ノ從業者ノ健康保全ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲研究會協議會ヲ開キ或ハ講演會ヲ催ス等工場衛生上必要ナル事項ノ施設ヲナスモノトス

第四條　本會事務所ハ當分京都府巡工場課内ニ置ク

第二章　會員及役員

第五條　本會ハ工場ノ職務衛生ニ從事スル醫師及本會ノ趣旨ヲ賛同スルモノヲ以テ會員トス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一名

副會長　二名

幹　事　若干名

評議員　若干名

役員ノ任期ハ二ケ年トス

第七條　會長、副會長ハ總會ニ於テ選擧シ幹事及評議員ハ會長之ヲ選定ス

第八條　會長ハ會務ヲ總理シ副會長ハ之ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理シ幹事ハ會務ヲ分掌ス

評議員ハ重要ナル會務ヲ審議ス

第九條　役員ハ總テ名譽職トス

第十條　本會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ會長之ヲ推薦ス

第十一條　本會ニ書記ヲ置クコトアルヘシ

書記ハ庶務會計其ノ他ノ雜務ニ從事ス

第三章　總會及部會

第十二條　總會ハ每年四月之ヲ開ク

會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十三條　總會ハ豫算決算其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ議決スルモノトス

第十四條　本會ハ會長ノ意見ニ依リ工場ノ種類毎ニ部會ヲ開クコトヲ得

部會ノ決議事項ハ會長ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第十五條　總會ハ會長ヲ以テ議長トス

部會ノ議長ハ會長之ヲ指定ス

第十六條　議事ハ總テ出席會員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四章　會　計

第十七條　會費ハ年額金　圓トシ每年四月納付スルモノトス

第十八條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

◆京阪モスリン染業者の聯合會　京阪兩地に渉り同業者は各五十餘戸之に傳使せる職工數は四千五百の多きに及ぶも此種の職工に對しては要角取締十分ならず爲めに大阪に於て不良職工とし各工場が指斥するものも當地へ轉ずれば普通職工として使傭せらるゝは別に咎むる所なきも此らのものは多少尻の落付くと共に他の職工を煽動し屋主に對する種々の問題を畫し終に同盟罷工の如き不穩當の行動をなすの例は今日迄屢々行はるゝ事實にして屋主の苦痛とする處なりしを以て之を防遏するの方法は兩地屋主間に於て相聯絡の法を採り之を矯正せしむるの急務なるより五月以來兩地當業者の重もなる人々は相互に往來し協議する處ありし結果大略左の規約の下に活動することゝし其組織の完成すると同時に其事務は兩地組合に引繼き正式に聯合會としての手續を運ぶ筈なりと尚は本規約は當業者の意見を纒めたるものに過ぎざれば何れ訂正せらるべきものとす

第一條　本會ハ京阪兩府管内毛斯綸友仙染業者ヲ以テ組織シ京阪友仙染業聯合會ト稱ス

第二條　本會事務所ハ大阪市及京都市ニ各一ケ所設置ス

第三條　本會ハ信義ヲ重ンジ親睦ヲ旨トシ意思ノ疎通ヲ圖リ斯業ノ發展利益ノ增進ヲ期スル爲メ左ノ各項ヲ遂行ス

一、職工ノ品行矯正ニ努ムルコト

二、濫リニ職工ノ爭奪ヲ爲サヽルコト

但本年四月一日現在雇傭職工ニ依ル

三、職工ニハ本會所定ノ職工票ヲ交附ス

四、職工移動ノ際ハ貸金ノ立替補償ヲ爲スコト

移動職工二名以上ニ渉ルトキハ前工場主ニ對シ協議ノ上承諾ヲ得テ使用スルコト

五、職工勞金ノ標準ヲ定ムルコト

六、優秀ナル職工ニ對シテハ役員會ノ決議ニ依リ相當表彰スルコトアルヘシ

七、同盟ニ對スル相出入者ハ染賃金ノ標準ヲ定メ其他取引方法ノ統一ヲ協調スルコト

八、職工票作製ニ當リ職工ニ於テ虚偽ノ申告ヲナシアルコトヲ發見セシ場合ハ本會員ニ於テハ一切使用セス但情ヲ知テ之ヲ使用シタル會員ニ對シテハ役員會ノ決議ニ依リ相當處分スルコトアルヘシ

第四條　本會ニ會員名簿二層ヲ作製シ各自署名捺印ノ上京阪兩事務所ニ各一通保管ス

第五條　本會ノ總會ハ春秋二期ニ之ヲ開催シ臨時會ハ評議員會ノ必要ト認ムルトキ並ニ會員五名以上ノ請求アリタル場合之ヲ開ク

但シ其日時ハ五日以前ニ於テ之ヲ通告ス

第六條　本會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ有効トス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第七條　本會ニ理事二名評議員二十名ヲ置キ議員ノ中ヨリ選擧セル委員ヲ以テ委員會ヲ組織シ總

一斯業ノ改良發達ニ神益ヲ與ヘタルモノ

一品行方正ニシテ業務ニ精勵シ特殊ノ功績アルモノ

一要約年限ヲ誠實ニ勤務シ技術優等ニシテ他ノ模範トナルヘキモノ

部長ハ前項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ組合組長ヘ送達スヘシ

第十五條　當部ハ其目的及業務實行ニ關シ必要アルトキハ部會ノ決議ヲ以テ規程及委員ヲ設クルコトヲ得ル

第三章　加入脱退

第十六條　開廛業轉居其他營業上異動ヲ生シタルトキハ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出ツヘシ

第十七條　廛業者ニシテ屆出ノ手續ヲ怠ルトキハ其手續ヲ了スルマテハ部及區ニ對スル費務ヲ免ルコトヲ得ス

第四章　權利義務

第十八條　部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス

一部員ハ部ノ役員又ハ代議員委員ニ選擧セラレ又ハ選擧ヲナスコト

一部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

一部ノ事務ニ干與スルコト

一部ノ業務又ハ會計財產等ニ關シ部長ニ設問ヲ求ムルコト

一部經費及部費ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一部規約其他ノ規程及決議事項ヲ遵守スルコト

一役員又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ臨檢調査ニ對シテハ確實ニ答辯シ抗拒スルコトヲ得ス

第五章　役員ノ資格權限並ニ選擧

第十九條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一部　長　一名

一副部長　一名

一會　計　一名

第二十條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一本部地區内ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ國稅負擔ノ營業者ニシテ品行方正ニシテ信用ヲ重ンスル者

一部長ハ部ノ役員又ハ代議員委員ニ選擧セラレ又ハ選擧ヲナスコト

一部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

一部ノ事務ニ干與スルコト

一部ノ業務又ハ會計財產等ニ關シ部長ニ設問ヲ求ムルコト

一部經費及部費ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一部規約其他ノ規程及決議事項ヲ遵守スルコト

一役員又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ臨檢調査ニ對シテハ確實ニ答辯シ抗拒スルコトヲ得ス

第五章　役員ノ資格權限並ニ選擧

第十九條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一部　長　一名

一副部長　一名

一會　計　一名

第二十條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一本部地區内ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ國稅負擔ノ營業者ニシテ品行方正ニシテ信用ヲ重ンスル者

第二十一條　左ニ掲クルモノハ役員タルコトヲ得ス

一重要物產法ノ處罰ヲ受ケタルモノ

一組合及部區ニ於テ違約處分ヲ受ケ確定後二ケ年ヲ經過セサルモノ

一公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノモノ

一組合、部、區ノ經費ヲ怠納セルモノ

一其他法律上ノ處分ヲ受ケ五ケ年ヲ經過セサルモノ

第二十二條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一部長ハ部ノ事務ヲ總理シ部ヲ代表ス

一部長ハ部會及部總會ヲ招集シ其議長トナルコト

一副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長事故アルトキハ代理ス

一會計ハ部經費ノ收支並ニ會計用度ノ事務ヲ掌理シ部ノ財產ヲ保管ス

一其他部會ニ提出スヘキ議案報告ノ編纂

第二十三條　役員ノ選任ハ部員中ヨリ選擧ス役員ノ當選ハ投票ヲ多數ニ依ル

但シ同數ナルトキハ年長者ヲ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條　役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

第二十五條　役員ノ任期ハ二ケ年トス

但シ役員ハ組合定款第四十三條ノ理由アルニアラサレハ辭任スルヲ得ス

第六章　區ニ關スル規程

第二十六條　本部ハ各區ニ幹事正副二名ヲ置キ區務ヲ處理ス

第二十七條　區ニ規約ヲ設クル必要アルトキハ區總會ニ於テ之ヲ制定シ部長ヲ經テ組合組長ノ承認ヲ受クヘシ

第二十八條　區員ノ利害ニ關シ會議ヲ開ク場合ハ區總員ヲ委員トシ之ヲ附議スヘシ其招集ハ幹事之ヲ行フ

第二十九條　區員百名以上ノ區ニアリテハ區員中ヨリ選擧セル委員ヲ以テ委員會ヲ組織シ總會ニ代フルコトヲ得ス

第三十一條　當部ハ重要ナル事項ヲ審議スルノ部會ヲ設置ス

一部會ハ部員十五名ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ組織ス

第三十二條　部會ノ議長左ノ如シ

一部ノ利害ニ關スル事項

一違約處分ニ關スル事項

一部經費及支拂豫算決算並ニ會計用度ノ事項

第三十三條　部會代議員二分ノ一以上又ハ部員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ部總會ニ於テ之ヲ議ス

第三十四條　會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ三日以前ニ通知ス(ベシ)

但シ緊急事件アルトキハ十二時迄短縮スルコトヲ得ル

第三十五條　會議ノ決議ハ出席代議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ據ル

第三十六條　工賃最低價格標準實行ニ關スルコト及部規約ノ改正ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十七條　總會ハ毎年一月七月兩期ニ之ヲ開キ部務ヲ報告スヘシ

但シ緊急事項アルトキハ臨時之ヲ開クコトヲ得ル

第三十八條　部會ニ缺席届ヲ部長ニ差出スコトヲ要ス

時刻前ニ缺席届ヲ部長ニ差出スコトヲ要ス

但シ臨時總會ノ場合缺席セントスルトキハ部員ニ委任シテ決議ヲ行ハシムルコトヲ得ル

第三十九條　會議ノ編製シ其決議事項又ハ選擧ノ順末出席者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名之ニ署名シ保存スヘシ

第四十條　決議事項ハ部長ヨリ組合組長ニ報告シタル後ニアラサレハ實行スルヲ得ス

第四十一條　部會代議員ノ資格任期及補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス

第六章　會計ニ關スル規程

議等ニ關スル規程ハ部規約ノ條項ヲ準用ス

第七章　會議ニ關スル規程

第三十一條　當部ハ重要ナル事項ヲ審議スルタノ部會ヲ設置ス

一部會ハ部員十五名ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ組織ス

第三十二條　部會ノ議長左ノ如シ

一部ノ利害ニ關スル事項

一違約處分ニ關スル事項

一部經費及支拂豫算決算並ニ會計用度ノ事項

目錄ノ認定

一組合組長部長ニ關シ其他必要ト認ムル事項

第三十三條　部會代議員二分ノ一以上又ハ部員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ部總會ニ於テ之ヲ議ス

第三十四條　會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ三日以前ニ通知ス(ベシ)

但シ緊急事件アルトキハ十二時迄短縮スルコトヲ得ル

第三十五條　會議ノ決議ハ出席代議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ據ル

第三十六條　工賃最低價格標準實行ニ關スルコト及部規約ノ改正ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十七條　總會ハ毎年一月七月兩期ニ之ヲ開キ部務ヲ報告スヘシ

但シ緊急事項アルトキハ臨時之ヲ開クコトヲ得ル

第三十八條　部會ニ缺席届ヲ部長ニ差出スコトヲ要ス

時刻前ニ缺席届ヲ部長ニ差出スコトヲ要ス

但シ臨時總會ノ場合缺席セントスルトキハ部員ニ委任シテ決議ヲ行ハシムルコトヲ得ル

第三十九條　會議ノ編製シ其決議事項又ハ選擧ノ順末出席者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名之ニ署名シ保存スヘシ

第四十條　決議事項ハ部長ヨリ組合組長ニ報告シタル後ニアラサレハ實行スルヲ得ス

第四十一條　部會代議員ノ資格任期及補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス

第八章　會計ニ關スル規程

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第一一號

左ノ氏名ノモノ屋健業約束解除シ登記取消ノ申請ヲナシタリ此旨公示ス

大正九年七月廿五日

京都染物同業組合
組長　木村勘兵衛

友仙染部員日比野誠吉殺工
同　岡部竹次郎
同　吉田吉五郎
同　田中安吉
同　石川春吉
同　柿本傳次郎
同　吉田長之助
同　杉山治七
同　柳澤飯太郎
同　長谷川峰次郎

◆公示第一二號

左ノ氏名ノモノ屋健業約束解除シ登記取消ノ申請ヲナシタリ此旨公示ス

大正九年七月廿五日

京都染物同業組合
組長　木村勘兵衛

友仙染部員二谷新吉殺工
同　吉村幸八
同　鈴木乙造
同　伊藤清
同　藤井後次郎
同　西澤松次郎
同　高田庄右衛門
同　笠井敏雄
同　加納喜三郎
同　佐々木幸太郎
同　林竜造
同　金子喜次郎
同　吉友吉
同　山田酒井
同　[illegible]

同　下寺長吉
同　杉浦清次郎
同　小野増次郎
同　社御比孝次郎
同　西澤千代蔵
同　岩崎常次郎
同　谷内格次郎
同　戸水安太郎
同　岡田美政
同　荒尾喜一
同　山本善太郎
同　安藤由太郎
同　田附宗五郎
同　林田廣吉
同　小野正一
同　田附宗助
同　横嘉儀三郎
同　中村光之助
同　生駒七
同　奥村仁三郎
同　吉野山松
同　日比野末次郎
同　木村仁市
同　山本翠次郎
同　高木松之助
同　小林兼吉
同　長谷川留吉
同　酒井清五郎
同　西澤竹次郎
同　吉田長之助
同　岡野松之進
同　大江喜七
同　中井三郎
同　宮三郎
同　後野幸次郎
同　永井栄利一郎
同　山本栄次郎
同　大屋乙松
同　今井宇之助
同　安田鶴合名會社
同　八木雄次郎
同　[illegible]
同　[illegible]
同　[illegible]

を其の倍額たる八百圓に昂上し税率は下に掲ぐ上に東京とする等其の全體を通觀するに所得税に依り大なる社會政策を實行せられたるを見るへし、夫中課税最低限の昂上の如きは之を某氏に觀察すれは戦前に比し凡に四百圓を八百圓に高めたるに過きさるか如きも勤労所得の控除多くし扶養控除したる幾額か八百圓に滿たさるときは納税資格なきものなるを以て老幼合して四、五名の扶養者を有する勤労所得者の如き實質に於て課税最低限を千三四百圓に昂上せられたると相等しきものなり、加ふるに税率を著しく低下せられたるを以て實に非常なる軽減と謂はさるへからす、法人の所得に付ては其の負担力ありと認むへき部分即ち超過所得、個人所得、配當所得、清算所得等に渉り各相當なる課税を賦し其の他第二種の所得に付ては税率を昂上すると同時に新に銀行定期預金利子及外國居住者の内地法人より受たる配當に對し課税する事と互れり實其の要旨を逸ふれは大體左の如し

第一種所得税

一、法人に對する改正税法に依る所得の計算は先以て從來の如く各事業年度の總益金より總損金を控除したる殘額（保險會社は利益金又は剰餘金に依る）を基礎とし以下(1)超過所得(2)個人所得(3)配當所得を算出すへきものなるか該所得計算上益金中に他會社配當金及第二種に属する所得即ち地方債、社債の利子又は銀行定期預金の利子あるも之を控除せす國債の利子に付ては特別法の規定に依り免税せらるへきものなるか故に當然控除せらるゝものとす

(1)法人の超過所得　法人に對しては其の決算期毎に左記の方法に依り超過所得税を課す

事業年度内各月末純資產金額（拂込資本金及積立金等）の平均額に對し其の期所得金額が年一割を超ゆるときは其の一割を超過したる部分に付逐次に左記の累進税率を課するものとす、從て一割未滿の場合は全然課税せさるは勿論一割以上の場合も一割だけは控除したる殘額に付課税す

年一割ヲ超ヘ二割以下ノ金額　百分ノ四
同二割同三割　同　百分ノ六
同三割ヲ超ユル金額　百分ノ十

大正九年度財政上の都合により法人の事業年度か大正九年八月一日より大正十年七月末日迄に終了せるものに限り右超過所得税の三割五分を增徴す

(2)法人の留保所得　法人の所得中配當せすして留保する金額に對しては左記の税率を以て課税す

(イ)其の期留保金額か既往に於ける留保金と合して拂込資本金額（保險相互會社に付ては基金及之に代るへき積立金の合計）の二分の一に達する迄は其の期留保金に對し

(ロ)同一分の一を超過するときは其の超過部分に對し　百分ノ五

(ハ)同一分を超過するときは其の超過部分に對し　百分の十

(ニ)留保金額か拂込資本金額の二分の一又は其の全額を超過する場合と雖其の期純益金の二十の一以下の金額に付ては(イ)號と同しく　百分ノ五

(ホ)法人か株主の配當等に充當する爲又は資產の減價信却等の爲既往に於て課税せられたる留保金を減少したるときは其の會社か爾來に於て留保を爲す場合には留保金の總額か其の減少前の留保金額に對する迄は新なる留保金に對し課税せす

(3)法人の配當所得　法人か其の株主又は社員等に剰益の配當を爲す場合は其の配當に充當せる財源か其の期の所得より成ると既往に於ける留保金より成ると雖ども其の配當金額に對し百分の五の税率を課す

以上改正税法は大正九年八月一日以後に終了する事業年度分より適用せらるゝものにして七月末日以前に事業年度の終了せる分に付ては殺務署に於ける税額決定の時期は八月一日以後なるも總て舊法により課税す

二、法人の清算所得　法人か解散したる場合に於て其の清算に依り株主社員等に分配せらるへき殘餘財產の價格か解散當時に於ける總資產金額（拂込資本金額各積立金額等）を超過するときは之を清算所得として百分の七、五の税率を以て課税す

法人合併を爲したる場合に於て被合併會社の株主等か合併會社より取得する株式又は出資金の拂込金額か被合併會社の拂込資本金、積立金等を超過するときは之を被合併會社の清算所得として課税す

法人の解散又は合併か大正九年七月末日以前に行はるゝものとす、從て改正法に依れは其の所得者に對し改正法施行地に住所又は居所を有し而かも日本に國籍を有する者たる以上施行地内に於ける所得と同様課税を免かれす

(ニ)以上配當及賞與金を綜合して課税するの結果は之か支拂を爲す法人等は敢税官廳に之か支拂調書を提出するの義務あるものとす、無記名株式に對する配當金に付ても之を個人に綜合して課税すへきものにして之に對する支拂調書を提出すへきことも亦勿論なるを以て支拂者たる法人なるか支拂の際株主の住所氏名を調査し置くこと特に注意するを必要とすへし

二、山林所得の異化山林の所得に付ては立木の傳賣却せると伐採して賣却せるとを問はす何も所得あるは以上は之に對し課税することに法文上明定すると同時に山林の所得と普通所得とを有する納税者に對しては之を分離して各別に税率を適用することに改正せられたるを以て此點に於て山林所得者の負擔は大に軽減せられたるものなり

三、課税最低限　從來課税最低限は五百圓なりしか改正法に於て老幼不具者等の扶養費控除及勤労所得控除等の增加等夫々控除の結果八百圓未滿の者は課税せさるとゝなれりされは勤労所得の如き其の收入千二三百圓に上るも課税せらるゝ者多數を生す

四、勤労所得控除　從來俸給、給料、手當及歲賞等の所得に付ては一律に收入の一割を控除して課税所得と爲すしか改正法に於ては更に之を擴張し年金、恩賞、恤賞料及今後新に課税すへき賞與金に付ても左記の如く控除し

第三種所得ヲ有スル者ニハ以下
其ノ内ノ勤労所得ニ付　十分ノ二
同　六千圓ヲ超ヘ一萬二千圓以下　十分ノ一
同　同　一萬二千圓ヲ超ユル所得ニ對シテハ　十分ノ一
全然控除セス
特別控除　老幼不具者等の多少は勤労所得の負擔力に著しき影響あるを以て特に所得の申告に注意することを要す

六、銀行定期預金　銀行定期預金に付ては第二種所得税を課し又郵便貯金、產業組合貯金及銀行貯蓄預金の利子に付ては特に免税せらるゝことに改正ありたるも其の他の預金利子例へは當座、別段、通知預金利子等は依然第三種所得に綜合して課税せらるへきものなるを以て納税者は之か申告を怠らさることに注意を要すへし

七　税率の改正　税率は概して軽減せられ就中小所得者に對しては著しく之を軽減すると同時に所得額數百萬圓以上に達するか如き大所得者に對しては相當重からしめたり、即ち舊法に於ては最低百分の三より最高百分の三十の範圍の税率なりしか改正法に於ては最低百分の〇、五最高百分の三十六と爲したり試に新舊負擔の割合を比較すれは左の如し

総所得金額ニ對スル税額

所得金額	現行	改正
円	百分ノ	百分ノ
一、〇〇〇	一、〇	〇、五
二、〇〇〇	一、〇	〇、五
三、〇〇〇	一、〇	〇、五
五、〇〇〇	一、〇	〇、五
七、〇〇〇	一、〇	〇、五
一〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一五、〇〇〇	一、〇	〇、五
二〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
二五、〇〇〇	一、〇	〇、五
三〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
四〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
五〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
六〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
七〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
八〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
九〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一二〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一五〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
二〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
二五〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
三〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
四〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
五〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
六〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
七〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
八〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
九〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一〇〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五

八、所得調査委員及審査委員　從來は調査委員の選擧は複選の方法に依り且選擧投票は記名制限連記制を採用したるも改正法は之を直接選擧とし且投票は單記無記名制に改めたり

審査委員に關する制度に付左記の如く改正すイ、補闕員を設け缺員の生したる場合直に補充し舊法の如く特に補闕選擧を爲すの煩を省きたり

ロ、舊法に於て審査委員（調査委員ヲ兼ネルモノ）は調査委員の改選ある毎に改選するの規定なりしも改正法に於ては審査委員會の區域に異動あり場合者は一般的に調査委員の改選は之を行はさるこゝろす

ハ、舊法に於ては調査委員中より選出すへき審査委員の定數は區域の大小を問はす四人と定めたるも改正法に於ては各税務監督局管轄區域内に於ける府縣より各一人北海道に在りては四人を選任することに改ひ

以上は所得税法改正の大要なるも尚地方公共團體に著されは控除の影響に鑑することを要する

総所得金額

所得金額	現行	改正
円	百分ノ	百分ノ
一、〇〇〇	一、〇	〇、五
二、〇〇〇	一、〇	〇、五
三、〇〇〇	一、〇	〇、五
五、〇〇〇	一、〇	〇、五
七、〇〇〇	一、〇	〇、五
一〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一五、〇〇〇	一、〇	〇、五
二〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
二五、〇〇〇	一、〇	〇、五
三〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
四〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
五〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
六〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
七〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
八〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
九〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一二〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一五〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
二〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
二五〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
三〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
四〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
五〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
六〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
七〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
八〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
九〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一〇〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五

総所得金額ニ對スル税額

所得金額	現行	改正
円	百分ノ	百分ノ
一、〇〇〇	一、〇	〇、五
二、〇〇〇	一、〇	〇、五
三、〇〇〇	一、〇	〇、五
五、〇〇〇	一、〇	〇、五
七、〇〇〇	一、〇	〇、五
一〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一五、〇〇〇	一、〇	〇、五
二〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
二五、〇〇〇	一、〇	〇、五
三〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
四〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
五〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
六〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
七〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
八〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
九〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一二〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一五〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
二〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
二五〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
三〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
四〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
五〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
六〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
七〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
八〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
九〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五
一〇〇〇、〇〇〇	一、〇	〇、五

◉悉皆組合傾下に就て　同組合が六月節率に於て職方に對する染工賃三割下げを以て仕拂ふべき旨發表せしに依り組合員は之に據り職賃の割引を强請せしもの少なからさりし趣き聞及びたるを以て當組合は該組合組長澤渡銀兵衛氏に交渉を開始したり其要項左の如し

注文品は總て其注文を受くるに當て其價格を協定したる後工程を施すものなれは双方合意上の約定か成立したるものなり故に其後如何なる財界に變動を生するも之を理由として約束を變更せらるべきものにあらさるべし若し之を試みるものありとすれはソハ商道德を解せさるものゝ行爲にして識者の採らさる處なり否左斯かる行爲は慎むべきことにして大に慎まざるべからさる事なり然るに法人團體たる組合か公文を以て組合員に之を强ふるは如何なる理由に基くものなるや苟も法人組合たるものを破壞せしめ吾組合員に多大の損害を蒙らしむるの不都合は云ふ迄もなく一種の詐欺取財を敢行するものと認むることも得へきなり於是吾組合は組合員の損害を免れしめんには相當の手段を講せんと欲するものなれば責任ある答辯を得んと欲すと

澤渡組長は之に答へて曰はく

問はす必す右第二種所得税を徴收し之を國庫に納付する義務あることゝ成れり

三、改正法は地方債、社債及定期預金利子に付ては其の支拂期の大正九年八月一日以後に屬するものより又右會社の配當、賞與に付ては同日以後に終了する年度分より之を適用せらる

第三種所得税

一、配當及賞與金の綜合

(イ)改正法に於て法人の配當金に付ては其の六割に又法人より賞與金其の他一般の賞與金に付ては其の全額を之を受けたる個人に對し他の所得と綜合し課税す此等は從來に於ては之を受けたる個人に對して何等の課税を爲さす頗る負擔を失せしを此度改正せしものにして最も重要なる點なり

法人の事業年度か大正九年七月末日以前に終了せるものゝ配當等の收入より給與せられたると否とを問はすして月末日以前に收入したる總ての賞與に付ては改正法は適用せられす從つて大正九年八月一日以後に終了したる事業年度の配當及會社役員又官公吏等の受くる總ての賞與に付ては一年分所得税に於て始めて其の實績に課税せらるゝものとす、尤も舊法に於ても課税せられつゝありし賞與の性質を有するは勿論なれとも大正九年七月末日以前に於ける收入金に限り大正九年分の所得に計算す

(ロ)前記配當及賞與は前年四月より其の年三月迄の數年間の總合課税を受くるゝものなり、然るに前項の趣旨に依り大正九年七月末日以前に於ける配當及賞與金に付ては改正法を適用せらるゝ結果大正九年分所得に於ては舊法に於て課税せらるへき性質の賞與を除くの外課税せられす大正十年分所得に付ても其の賞與は課税せらるゝに過きす尤も所得税法施行地外の法人より受くる配當金に付ては從來に於ても綜合課税し來りしものにして之に對しては直に改正法を適用せられ大正九年分所得の計算に當り前年四月より本年三月迄の賞與の六割を綜合して課税す

(ハ)個人にして外國に於ける賞與　營業又は

© Kyozomekai

組合より發せしものにあらずして組合に属する其職員、同業の団体より發したるものにて本問題は全く彼らの相談も延期も受けたる事なく全く知らざるものなりと聞くも亦あり

の不當なるは過の所有と隠蔽する点あり

於之染物組合は事實或は其他は問題なかるべし組長は只其名義を有するものにて實際は其部の一二が責任せしものと信ずるも尚組合間の交渉問題なれば責任者たる組長に對し之を試みるは當然のことゝす

特に悪質業組合の定款を見るも部の役員たるものは組長の承認を待ゐれば効力なきものと規定せるも故に組長の調はるゝ如く本件に關して何もの知る所なしと調はるゝならば宜しく之れが實行せし主導者を調し組合員に向かつて三割引をなしたるは不當に取扱すべき命令書を發せらるべきを適法と信ずべければ之を實行せられんことを望む

澤渡組長最もなる精神と信ずるも既に組合の内より發せしものとすれば其人々に對しても面目を失はしむるは情に於て忍ぶ能はざる所なれば他に適當の方法を求むべければ其翌同の價格を求められしを以て之に伺意し置けり

七月五日悪質業組合副組長土井藤太郎氏来所左の通知書を組合員に向け發送すべければ之れにて承諾せらるべく交渉せられたるを以て責任者の立場より其若真の存する處を詰し之に同意せり

偶々過日吾組合奥職店部より部員に發シタル通知文中「三割減ニ低落スルヲ以テ委官ナリト認メ……御交渉アランコトヲ御實行相成度候」トアリシヲ部員中ニハ文意ヲ誤解サレ則交渉ヲ御實行相成度トアルヲ直ニ三割引實行ト了ナレ爲ニ所者ノ間ニ不測ノ誤解ヲ惹クニ至リシト聞キ寡ロ意外トスル所ナリ

然ルニ染物同業組合ニテモ剣ド経済界ノ大變動ニ伴ヒ個人間ニ於テ多少ノ値下ラ要求セラルヽモノトハ豫期スルモノヽ如ク只々高壓的態度ニ出ツルコトニハ反對ナリトシ此際相互協商ノ上適當ナル方法ヲ講ムト云フ至極穏當各位ニ御相談申上度各位ハ宜敷御諒承下サレ値下ノ實行ニ向テハ深ク御考慮セラレムコトヲ望ム

大正九年七月

京染呉服悪業同業組合

前文は該組合員へ發したるものなるも文意固より不穏當なりと雖ども此上追窮するも事態を繁からしむるを恐れあるを以て之に止め更に兩組合名義を以て今後不當値引を要求せざるとの注意書を出すること不拘者に對し■は双組合立會の上解決する等の協作を約し解決せり

◆一ヶ月勤定制　友仙部引染部間斗部其他重立ちたる各部に於ては現在の取引狀態の変化するに鑑み速に現金取引に改正せんかの相談ありしも斯かることは言ふべくして行ひ難き事なれば寧ろ一ヶ月勤定に改め正確に履行することに決定し夫れ〳〵發表せり

◆共済會　組合員毎に共済會を組織せしめ職工間に於ける各種の救済法を設けんとするものにて十五人以上使用の工場に於て特別に之を組織せしめんとするものにて其規則は大略左に據らしむと考へなり

京都染物同業組合○部職工共済會規則

○資　金

一、拂　込

(1)職工ハ毎月受クル賃金額ノ百分ノ三以上ヲ拂込マレムコト但シ五年若ハ十年間拂込ミタル場合ニハ其故済ヲ受ケタル金額及年數ニ應シテ所定其率ヲ減スルコト

(2)工業主ハ労働者ノ拂込ミタル金額ノ三分ノ一以上ヲ積立スヘキコト

二、拂　戻

職工カ疾病、負傷、老耳若ハ工業主ノ都合ニ依リ退職スル場合ニ是迄拂込ミタル金額ヨリ從來若ハ退職ノ際支給シタル金額ヲ控除シ尚ホ殘餘アル場合ニハ之ヲ拂戻スコト其他事情ニ依リ其全部若ハ一部ノ拂戻ヲナスコト

○此給與ヲ受クヘキ範圍

一、一時救済ヲ受クヘキ者

(1)疾病、負傷、姙娠ニ基ク者

(2)死亡者ノ遺族

(3)入營者及應召者

(4)天災事變其他不慮ノ災害ニ罹リタル者

(5)疾病、老耳、負傷者ハ工業主ノ都合ニ依リ退職スル者

共済會

給與ヲ受クヘキ範圍

一時救済ヲ受クヘキ者

疾病、負傷、姙娠者

職工退職者

入營者及應召者

天災事變其他不慮ノ災害ニ罹リタル者

疾病、負傷並ニ工業者ノ都合ニ依リ退職スル者

負傷、老耳退職者

一定ノ年限ニ達シタル者

年金ヲ受クヘキ者

負傷、姙娠者

治療費

退職救済

退職軍人恩賜

遺族救済

病傷救済

資金

拂込（工業主）

拂戻（労働者）

救済方法

一時救済

年金

年限ニ依ルモノ

本人ニ對スルモノ

遺族ニ對スルモノ

勤務中ニ於ケル年金

負傷ニ依ヘモノ——本人ニ對スルモノ

負傷ニ依ルモノ

退職後ニ於ケル年金

本人ニ對スルモノ

負傷ニ依ルモノ

一、救済ノ程度及方法

(1)病傷救済

イ、負傷者ハ疾病、分娩等ノ為引續キ一週間以上勞働不能ニ陥リタル場合ニハ少キトモ其賃金ノ二分ノ一以上ヲ給スヘキコト

ロ、業務ニ依ル負傷ニハ通常ノ場合ニ於テ左ノ区別ニ依リ工場主ノ合ニ於テ別ニ定ムル場合ニ於テ第七條ニ規定シタル第一、第二、第三項ノ左ノ区別ニ依リ工場主ノ合ニ於テ第一、第二、第三項ノ区別ニ依リ

第一項　但シ第一項ノ場合ニ於テ第七條ニ規定シタル場合ニ於テ第一項ノ区別ニ依リ

第二項　乃至第二項ノ場合ニ於テ第七條ニ規定シタル場合ニ於テ第二項ノ区別ニ依リ

第三項　又ハ第三項ノ場合ニ於テ第七條ニ規定シタル場合ニ於テ第三項ノ区別ニ依リ

ハ、負傷者ハ其日給額ニ勤務年數ニ應シテ一定ノ年限ニ達シタル者ノ場合ニ

ノハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十六條（第十九條ノ二）　計量器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者業務上取引者ハ證明ノ爲計量器ヲ使用スル家其代理人戸主、家族、雇人其他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テタルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ガレコトヲ得ス

第十七條（第十九條ノ二）　計量器ノ製作、修覆者ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者業務上取引者ハ證明ノ爲ノ計量器ヲ使用スル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス

第十八條（第十九條ノ二）　第十六條、第十七條ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス

第十九條（第十九條ノ二）　明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

（法人ニ關スル規程）

備考

前第六條以下數條ハ左記ノ條文ニ依リ理解シ易カラシムル爲ニ字句ヲ充當セルモノナリ

第十九條ノ二　第六條乃至第八條ノ二、第九條乃至第十一條及第十二條乃至前條ハ勅令ヲ以テ定ムル計量器ニ之ヲ準用ス

○度量衡法施行令

第一條ノ四　度量衡法第十九條ノ二ノ規定ニ依リ計量器ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、晴雨計以外ノ計壓器

二、浮秤

三、物體ノ膨脹ニヨル温度計

四、生糸纖度檢定器

五、乳脂計

第二條　計量器ノ製作ノ業ヲ營マントスル者ハ農商務大臣、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マントスル者ハ其營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ免許ヲ受クベシ

計量器ノ製作ノ免許ハ玻璃製温度計及浮秤ト其他ノ計量器トニ付各別ニ受クベシ

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ計量器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受クルコトヲ得ス

一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タルモノハ此ノ限リニアラス

二、度量衡法第十四條ノ規定ノ適用又ハ準用ニヨリ刑ニ處セラレタル者

但シ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス

三、度量衡法ニ依リ營業免許ヲ取消サレタル後二年ヲ經タル者及營業停止中ノ者

四、前二號ノ掲ケタル者ノ同居者、雇人其ノ他ノ從業者

五、破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサルモノ及身代限リノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

免許ヲ受クルモノニシテ第一項第一號、第二號又ハ第五號ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其効力ヲ失フ

法定代理人ニ依リ免許ヲ出願シタル場合ニ於テ其法定代理人カ前項各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同シ

第四條　計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ身元保證金ヲ供託スヘシ　二千圓

玻璃製温度計及浮秤ノ製作

玻璃製温度計及浮秤以外ノ計量器ノ製作　五千圓

前項ノ身元保證金ハ國債證券又ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第五條（第十七條ノ四）　計量器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ノ期間ハ十五年トス

第六條　計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ免許ノ區別ニ從ヒ計量器ノ修覆及販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得

量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ乳脂計ノ製作、修覆及販賣ノ業ヲ、衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ生糸纖度檢定器ノ製作、修覆及販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得

第八條　計量器ノ檢定ハ農商務大臣之ヲ行フ

第九條（第十七條ノ四）　左ノ場合ニ於テハ計量器ノ檢定ヲ受クルコトヲ要セス但シ第一號ノ場合ニ於テハ農商務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一、計量器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者檢査者ハ移出シ又ハ取引者ハ證明以外ノ用ニ供スベキ計量器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

二、計量器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタルモノニ非スシテ取引者ハ證明以外ノ用ニ供スベキ計量器ノ製作、輸入ニ移入又ハ修覆シタルトキ

五、特種ノ種類又ハ構造ノ計量器ニシテ農商務大臣ノ指定シタルモノヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

第十條、第十條ノ二、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、

省略

第十七條（第十七條ノ四）　第九條第一號ノ場合ニ該當スル計量器ハ檢定證印ナキモノト雖同條但書ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ從ヒ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得第九條第五號ノ場合ニ該當スル計量器ハ檢定證印ナキモノト雖之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得

第十七條ノ二　晴雨計、浮秤ニ非ル密度計量器及物體ノ膨脹ニ依ラサル温度計ハ取引上又ハ證明上ニ於ケル壓力、密度又ハ温度ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

第十七條ノ三　農商務大臣ハ計量器ノ檢定又ハ第九條但書ノ許可ニ關スル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

備考

前五條以下數條ハ左記條文ニ依リ理解シ易カラシムル爲ニ字句ヲ充當セルモノナリ

第十七條ノ四　第五條、第九條、第十條ノ二乃至第十五條、第十七條及前條ノ規定ハ計量器ニ之ヲ準用ス

附則

計量器ニ關スル規定ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年十二月三十一日以前ニ製作、輸入又ハ移入シタル計量器ハ度量衡法第八條各號ニ該當スルモノト雖大正十一年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ大正十四年十二月三十一日迄取引上若ハ證明上ニ供スルノ目的ヲ以テ輸入ニ移入スルモノハ此ノ限ニ在ラス

○度量衡法施行細則

第一條乃至第十九條、第二十四條、第二十六條、第二十七條、第二十八條、第二十九條ノ二、第三十條、第三十一條、第三十二條乃至第三十六條、第三十七條ノ二、第三十八條、第三十九條ノ三、第四十條、第四十一條

省略

第四十七條　水平ヲ示スル裝置アル檢位衡ハ其臺ヲ水平ニ爲スニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十七條ノ二　有動又ハ標點ヲ調整スル裝置アル檢位衡ハ其直ニ標點ヲ調製スルニ非レハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十八條　地方長官ハ第一種取締ヲ執行セシムル場合ニハ其取締ヲ執行スル區域内ニ於ケル計量器ノ使用者ニ對シ日時及場所ヲ指定シテ檢査ヲ受クヘキ計量器ヲ提出セシムヘシ此ノ場合ニ於テハ地方長官ハ豫メ取締ヲ執行セシムル計量器ヲ提出セシムヘキ日時及場所ヲ告ケスヘシ

前項ノ規定ニ依ル取締ニ付テハ地方長官ハ指定シタル期間及場所ニ於ケル計量器及特ニ地方長官ノ指定シタル計量器ニハ之ヲ適用セス

第四十九條、第五十條、臨檢、捜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條

第八條、及第十二條ノ規定ヲ準用ス

第五十二條　度量衡器ノ計量又ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行スル官吏ハ携帶スヘキ證票ノ樣式ヲ定ムルコト左ノ如シ

（樣式省略ス）

第五十二條ノ二　市町村長又ハ之ニ準スヘキ者

第二種取締ヲ執行スル場合ニ於テハ度量衡器又ハ計量器ニ應證ノ附スベシ但シ地方長官ノ又ハ之ニ準スヘキモノニ

第五十二條ノ三　前項ノ場合ニ於テハ市町村長又ハ之ニ準スヘキモノ

附則

本令ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月三十一日以前ニ製造、詰込、輸入又ハ移入シタル度量衡ノ正味量ノ表記アル商品ニシテ其容器、包裝、又ハ封緘ヲ破毀スルニ非レハ實量ヲ增減シ得サルモノハ大正十一年八月三十一日迄、其他ノモノハ大正九年十二月三十一日迄、表記正味量カ實量ヲ超過スルモノハ賣ノ爲所持スルコトヲ得

◆模樣染競技會　下畫彩色模樣染部徒弟競技會は豫定の如く去る十五日午前十二時開催し飯田事務官知事代理として富田勤業課長市長代理として松尾書記長會議所會頭代理として各臨席せられ高力審査總長審査報告をなし市長代理は褒賞狀を松尾書記長は賞金を授與し終り告辭祝辭ありて會長木村組長の答辭及授賞者總代藤田源三郎の答辭を以て式を終ふ

飯田事務官告辭演說

本會を組織せられて既に十五年其間當事者は能く技術の根元たる徒弟諸氏を導き斯道の研究に力めらるゝ其功勞多大なりとす而して徒弟諸氏も能く其指導教訓に隨ひ年々勤めて怠らず出品し和衷共同の實を示すもの誠に他に其類例を見さる所なり而して今回に至る迄の期間年々業を終へて獨立自營せらるゝもの毎年其數多しと聞くは本業に於ける前途に對して祝すへきの至りとす元來模樣染は一種美術的のものにて友仙染と相俟ちて京都の代表的染物の地位を占むるものなれは將來增々奮勵して一層の努力を要するものあるは言を俟たさるなり宜しく就業者諸君は相一致して本會の爲めに慮し光輝をして更ら に大ならしむる處あらん事を期せさるへからす云々

染物組合模樣染部競技會告辭

京都染物同業組合は本日を卜し模樣染部第十五回徒弟競技會褒賞授與式を擧行せらるゝに方り一言諸子に告くる所あらんとす

抑模樣染の業たる手腕の練熟と纖細なる技巧とを要し之れか練磨に相當の歲月を要するものあり本組合は夙に愛に留意し每歲競技を行ひ之か奬勵に力め誠に機宜に適したるの美擧にして斯業の爲め洵に慶賀に堪へさるなり然りと雖も世

本會は模樣染部の事業に移轉し之に第七回目の競技會を開催し其成績は大正九年度に於ける本會の事業中最も有力なるものの一にして

て居次と云ふまでなるし。

偖て欧洲戦乱によつて間乙よりの輸入が杜絶し殆ども欧洲戦乱の無減から市價の暴騰を醸したが、こゝに於て我國も亦欧米諸國と同じく染料自給問題に注意し、漸く其面目に此問題が考究されることゝなつた結果、大正四年第三十六帝國議會に染料及媒染劑製造法案が提出されて、染料製造に對する八朱補給案の可決を見意に日本染料製造株式會社が創設され。又之と相前後して幾多の染料製造工場又は研究所が各地に創始するに至つたのである。而して其產額の如きも左表の如く年を逐ふて無增の跡を示して居る。

	數量	價格
大正四年	四〇、三〇〇、〇〇〇斤	一、〇一〇、三〇〇圓
大正五年	三、〇〇八、〇〇〇斤	三、二三四、八〇〇圓
大正六年	四、三〇〇、〇〇〇斤	一二、〇四四、八〇〇圓
大正七年	八、三一六、〇〇〇斤	二四、六六八、八〇〇圓

斯くの如く我國の染料工業は數字上に於ては異常なる發達を示して居るが、技術上又は生產費の點に於ては未だ遺憾期たるを免がれぬのである。尤も今日の發達を示すまでには容易な業ではなかつたのである。

▼產額の減退　本年上半期の製產額に就ては未だ其數字は詳かではないが其產額の夥しく減少して居ることは左の理由に依て推知されるのである。今島商務省の調査によると、這回の財界動搖の打撃を受けて染料製造工場の休業せるものが左記の如く多數に上つてゐる。

	府縣	工場數	休止數	府縣	工場數	休止數
東京	一三	六	休止	岐阜	一	休止
大阪	一一	六	廣島	一四	一〇	
京都	四	二	和歌山	九	四	
神奈川	二	全休	香川	一	休止	
兵庫	三	全休	福岡	一	休止	
茨城	一	休止	山口	一	休止	
愛知	二	一	岡山	九	全休	
三重	三	全休				

以上の如く、總工場數七十二の中四十五ヶ所まで休業してゐるのである。尙操業中の工場と雖も其生產が著しく減退してゐることは容易に想像し得べきであつて、又前記染料總產額の內大正六年度の約五百五十萬斤、同七年度の五百三十萬斤は硫化染料であることを知らば、硫化染料工業の消耗が總產額に如何に大なる影響のあるかをわかる。硫化染料製造業者が大正七年十月に全國硫化染料製造同盟會といふを組織して以來組合員二十五工場が團結比較的統一的行動を執つて實績を上げて居るが、今次の不景氣に對應して同會が決議した所は、

一三月二日決議—三月十日より四月三十日迄五十日間製產半減

一四月二十四日決議—五月一日より同月末日迄一ヶ月間全部一齊休業

一五月二十一日決議—一齊休業を六月三十日迄延長する事

以上の決議が確實に實行されて居たのを見れば本年上半期に於ける我內地製染料產額が著しき減退を來つゝあるのが窺知せらるのである。

▼輸入の趨勢　次に輸入染料の情勢如何を考察するに、我染料界は戰前に於ては全然之を海外よりの供給に俟ち、而して其約八割までが獨逸品であつた事は夙に周知の事實であるが、戰時始めて勃興した米國染料工業の眞に異數の發達に伴ひ、今や米國染料は我國染料輸入總額の七割以上を占ひるに至り戰前の獨逸品と其地位を代ふるに至つた。左に大正六年度以降八年度に至る間別輸入表を掲げて參考に資する。

アニリン染料輸入國別表（單位斤及圓）

大正六年　同七年　同八年

	數量	價格
英國	一、八一五、五三四	一一三、三三三
佛國	一、八一五、五三四	一一三、三三三
獨逸	三二、八六四、三五五	一、八五四、〇四五
瑞西	一三、八六四、三五五	一、八五四、〇四五
米國	一、四五二、二六六	八、一二四、八三六
其他	一六五、四一三	一四、二一二
合計	二、一八、〇〇九	一三八、〇〇四

	數量	價格
英國	一、六五〇、〇五〇	一〇、六二六、三二〇
佛國	一、六五〇、〇五〇	一〇、六二六、三二〇
獨逸	二、一二六、〇五〇	一、四一〇、〇四〇
瑞西	二、一二六、〇五〇	一、四一〇、〇四〇
米國	一、四五二、二六六	八、一二四、八三六
其他	一四、二一二	一三八、〇〇四
合計	二、一九二、二四四	二、〇一八、八二三

備考　右國別表中獨逸佛國に於ける獨逸品輸入に關するのである

▼本年度の輸入　右表は昨大正八年度迄の輸入の大勢を語るものであるが、本年上半期の輸入を、昨年同期間に對比すると左記の如くである

アニリン染料輸入月別比較表

	大正九年	大正八年
一月 價格	三二六、一四六圓	一、〇四二、三三六圓
數量	三二六、一四六圓	三三九、三三六圓
二月 價格	一、一四四、九一四圓	一、〇四一、八二三圓
數量	一、一四四、九一四圓	三三九、八二三圓
三月 價格	二、二二一、一四四圓	二、二二一、一四四圓
數量	二、二二一、一四四圓	二、二二一、一四四圓
四月 價格	二、五六八、八五〇圓	二、二二一、一四四圓
數量	二、五六八、八五〇圓	二、二二一、一四四圓
五月 價格	一、八八八、四一四圓	二、二二一、一四四圓
數量	一、八八八、四一四圓	二、二二一、一四四圓
六月 價格	一、四一〇、三四〇圓	二、二二一、一四四圓
數量	一、四一〇、三四〇圓	二、二二一、一四四圓
合計 價格	一、一二、、六九九圓	一、一二、、六九九圓
數量	一、一二、、六九九圓	一、一二、、六九九圓

是によつて之を見ると今期は昨年に比し數量に於て五三〇、七二五餘斤價格に於て一、五二一八、二六八圓の增加を示して居るが平均價格に於ては昨年の百斤五六〇圓に比し本年は四八〇圓に下ち約一割五歩の低下を示してゐる

此輸入增加の主因としては昨夏我が染料市場の好況以來勢ひ海外への注文の激增せると且又關稅引上の見越輸入も加はつて本年一月以來每月累進的趨勢を辿つて來たのである。即ち一月中の輸入數量二十一萬六千餘斤價格百〇五萬二千餘圓が六月中に及んでは數量二十七萬九千餘斤價格百三十四萬五千餘圓に上つてゐる。是れ米國を始め各海外供給國に於ける渡止場ストライキ、鐵道ストライキ、乃至原料品不足等の諸支障よりしていづれも積出の遲延せる爲と、又三月以降獨乙染料の輸入加はりたる結果である。更に本年六月迄の國別輸入高を昨年の同期に對比すると左表の如くである。

染料輸入國別比較表（自一月至六月）

國別	大正九年	大正八年
英國 數量	二、二、三三斤	二四八、六六六斤
價格	四四、一六二圓	二四九、一九二圓
佛國 數量	八九、四四五斤	二三、四四四斤
價格	四四、一六二圓	二三、四四四斤

輸入に關するのである

是れ米國の輸入數量は昨年に比し數量に於て一、五二一八、二六八圓の增加を示して居るが平均價格に於ては昨年の百斤五六〇圓に比し本年は四八〇圓に下ち約一割五歩の低下を示してゐる

此輸入增加の主因としては昨夏我が染料市場の好況以來勢ひ海外への注文の激增せると且又關稅引上の見越輸入も加はつて本年一月以來每月累進的趨勢を辿つて來たのである。即ち一月中の輸入數量二十一萬六千餘斤價格百〇五萬二千餘圓が六月中に及んでは數量二十七萬九千餘斤價格百三十四萬五千餘圓に上つてゐる。是れ米國を始め各海外供給國に於ける渡止場ストライキ、鐵道ストライキ、乃至原料品不足等の諸支障よりしていづれも積出の遲延せる爲と、又三月以降獨乙染料の輸入加はりたる結果である。更に本年六月迄の國別輸入高を昨年の同期に對比すると左表の如くである。

染料輸入國別比較表（自一月至六月）

國別	大正九年	大正八年
英國 數量	二、二、三三斤	二四八、六六六斤
價格	四四、一六二圓	二四九、一九二圓
佛國 數量	八九、四四五斤	二三、四四四斤
價格	四四、一六二圓	二三、四四四斤
瑞西 數量	二、二、三三斤	二四八、六六六斤
價格	四四、一六二圓	二四九、一九二圓
米國 數量	二、二、三三斤	二四八、六六六斤
價格	四四、一六二圓	二四九、一九二圓
其他 數量	二、二、三三斤	二四八、六六六斤
價格	四四、一六二圓	二四九、一九二圓
合計 數量	二、二、三三斤	二四八、六六六斤
價格	四四、一六二圓	二四九、一九二圓

備考　右表はアニリン染料及其他のコールタール染料を合算したものにして人造藍は之を含まず

右の表に徴れば本年上半期に入て獨逸よりの輸入に著しき增加の跡を見たのである。恐らく將來も此趨勢を辿つて、獨逸染料界に再び獨逸の角を顯し來ることゝなるやうと思はれる。要するに本年六月迄の輸入と同時に、他面我が界隈の影響により、其需要途が殆んど杜絕に陥つたのであるから、染料の相場多大なる動搖を來すべきであらう、去り乍ら、單に是れを以て我染料界の前途を悲觀すべきならずと知るは、餘りに早計と謂はねばならぬ。現に本年六月迄の輸入增加に就ては前述べたが如き理由の存するものであつて、

▼下半期の輸入如何　下半期の輸入如何でも、本年下半期の輸入は暴しく減少するものと見るのが至當であらう。こゝには同樣多重要な理由が存するのである。即ち（一）二月以降に於ては銀行業者が爲替の發行に就て警戒を厳にせし事（二）[illegible]よりは一二月以來頻々と値上げを報じ來りし爲多くは注文を請求せし事（三）今次我財界の波瀾發生に際し既往文品にして未發送の分は單に輸の許す限り多くは之を解約せる形跡ある事（四）關稅引上の結果染料市場の回復が確に[illegible]あり殆ども容易に新規注文を發し難かりし事、等である。尤も七月中の輸入は改正關稅の實施期が八月一日なり—關係上保稅倉庫內の荷物も七月中に一齊に是れを引出して、銷稅率により通關の手續を了せし事等により意外に多額を示し其が八月以降に於ては[illegible]

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第拾七號

左記ノモノ職工徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正九年十月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙部員　齋藤一郎　職工
田中友三郎
西浦政次郎
井上安次郎
宇野四良蔵
三好新次郎
今井助右衛門
石黒茂
山本竹次郎
中方喜次郎
西野竹次郎
浅野髮次郎
奥村髮次郎
細田長之助
山本岩次郎
伊藤重太郎
伊藤松之助
林虎次郎
酉村善松
大野英吉
金子清三郎
木村彌三郎
北野菊吉
中井利三郎
中島末吉
山北舜一
辻川田四郎
青木田靜夫
永田佐吉
谷口友三郎
尾崎太郎
全
原田清弘
原田清弘
野村髮太郎
原明清弘
畑千太郎
野村髮太郎
柳瀬郎
友仙部員
原金十郎
全
近藤百合之丞
藤本分工場
大原金十郎
全
中村巳之助
水戸守岩次郎
田淵常三郎
甫方秀一
萱尾喜一
山野義政
八谷專次郎
新庄勝治
來田住吉郎
原宇吉郎
窪田寅吉
岸田音次郎
北野好太郎
小川鶴太郎
増田市松
馬場清吉
古川新太郎
生駒富次郎
藤村友吉
谷川小太郎
木下馬次郎
梶田春一
吉田國次郎
土居時藏
香川美雄
石井庄藏
柳生藏
杉山小一郎
中川嘉助
夜久卯三郎
加納勝一郎
平井磯藏
清代佐一郎
田川治
星野嘉吉
全
近藤百合之丞
藤本分工場
大原金十郎
全
近藤百合之丞
藤本分工場
大原金十郎
全
綿布再整部員山口巻
綿布再整部員山崎安次郎
綿布再整部員山田梅藏
久保田伊助
角橋藤吉
古田龍太郎
田中安藏
目島重藏
河村資藏
前田忠三郎
新道善太郎
富次郎
石黒茂
山本竹次郎
細田長之助
浅野髮次郎
奥村髮次郎
今井助右衛門
三好新次郎
宇野四良蔵
井上安次郎
西浦政次郎
田中友三郎
全
友仙部員　齋藤一郎　職工
吉田豐次郎
大泉碩章
吉田豐次郎
大泉碩章
吉田豐次郎
吉田芳之助
藤本分工場
全
全
全

機械染部員横井染工合名會社職工等　田末吉
基染部員　中村治三郎法弟　上山作作
友仙染部員小川　政吉全　宮谷與市郎
小紋染部員村田矢郎全　立木藤蔵
製物部員　給浦與吉郎全　鳥田定治
綿布再整部員石井種吉全　荒井徳二郎
久保彌三郎
里正雄
右田庄太郎全　木下馬次郎
今井傳太郎
宮本鉦吉
田中末次郎
安田克治
長谷川市太郎
山越ノブ
大野信一
今井三吉
信樂菊藏全
久保長蔵全
村田徳太郎全
平岩敏彦全
小西長蔵全
小阪吉幸全
吉川長作全
竹内幾蔵全
今井新七全
大野信一全
山越ノブ全
長谷川市太郎全
安田克治全
宮本鉦吉全
田中末次郎全
今井傳太郎全
木下馬次郎全
里正雄全
久保彌三郎全
荒井徳二郎全
鳥田定治全
立木藤蔵全
宮谷與市郎全
上山作作
基染部員　中村治三郎法弟
友仙染部員小川　政吉全
小紋染部員村田矢郎全
製物部員　給浦與吉郎全
綿布再整部員石井種吉全

雜報

◆産業補助申請　當組合は産業奨勵の趣旨に基き京都府知事へ左の申請をなしたり

府費産業奨勵金ハ大正十年度ニ於テ金參千五百圓ノ補助ヲ受ケントス其理由トスル項目ハ別項ノ五箇ヲ標準トス

右御詮議相成度申請候也

大正九年十月十八日

京都府知事馬淵鋭太郎殿

組長　木村勘兵衛

◆機械器具ノ保護奨勵

京都染物同業組合

○機械器具ノ保護奨勵

一、染色ニ關スル機械器具ノ發明ヲナシ法律上ノ保護ヲ受ケ得ベ資格アル自己ノ創意發明品ニシテ法律ノ保護ヲ受ケザルモノニ對シ奨勵金ヲ下附スル事

二、染色ニ關スル機械器具ノ改良ヲ加ヘタルモノニ對シ奨勵金ヲ下附スル事

右ハ法律上ノ保護ヲ受ケントスルモノニ對スル奨勵ノ補助

三、新規機械ヲ購入シ機械工業ニ改正シタルモノ

○試驗場補助

一、新發明ニ係ル內外染料ノ試驗ヲナシ其結果ヲ公布スル機關ヲ擴張スル事

二、試驗用器具ノ購入ヲナス事

三、外國染料標本或ハ原料購入費

○工場衛生

一、健康診斷嘱託醫師ヲ置ク事

二、醫療器具費

三、工場ニ於テ術生上ニ關スル新設備ヲナシタルモノ

○染色及圖案ノ研究

一、專門技師ヲ置キ當業者ヲシテ隨時研究シ得ヘキ方法ヲ授クル事

◆度量衡法實施に就て　前號既に報道せし同法律の實施に伴ひ染料藥品商組合は之が實施に若しみ以對意見を上申せし趣なるを以て當組合は更に左の上申書を提出し置けり

上申書

今般度量衡法ノ改正ニ伴ヒ既ニ其實施セラルヽニ當リ關係當業者或ハ各團體ヨリ左ノ種類ニ對シテハ其實施上疑義ヲ生ジ或ハ其ノ一ナラス取引ニ際シ度量衡法施行細則第五十條ノ四ニ據リ度量衡ニ據リ計量致シ難キ趣キ御巡ヘ上申候趣ナルモ當組合ニ於テハ之レニ反對ノ意見ヲ有スルモノニ御座候即チ

石鹸類　洗濯用曹達　工業用磷酸類
木蠟酸鐵　硫酸曹達
ローグエキス　アリザリン
ノアナフトール　痕坊泡　桶等

以上ノ品種中ニハ洗勵體或ハ泥狀ノモノアリテ取扱上不便ヲ感ジスルモノ有之候而シテ其容器モ箱入鑵入瓶入等ノ區別アリテ實買上ノ習慣ハ其容器ノ大小ニ據テ取引セラレタル事モ事實ニ候去リナガラ之レトテ全ク量目ヲ度外シタルモノニ無之一箱何斤入一鑵何磅入ト表榜シテ評價セラレタルモノニ候荷モ形體ヲ存スルモノニシテ度量衡ヲ使用シ得ベカラザルモノ或ハ其必要ナキモノハアラザル義ト存ジ候然ルニ容器ノ後無取扱ヲ以テ實際ノ數量ヲ計量シ得ル事ハ之レ亦タ度量衡ノ使用ヲ要セサル事ニ帰シ候ヘ共其

品名	量目	
一米國製(同)ダイレクトアロンアード	百十二磅	七〇〇、〇〇
一同(同)同アールビー	百磅	七〇〇、〇〇
一同(同)同デーイー	同	七五〇、〇〇
一同(同)同イーエフ	同	七五〇、〇〇
一同(酸)無曹粉	同	四〇〇、〇〇
一獨逸製(同)硫酸印ヂチアフワスツグリンビー	百磅	二、八〇〇、〇〇
一瑞西製(同)ウールグリンエス	同	一、七〇〇、〇〇
一米國製(無)結晶青竹	同	一、二〇〇、〇〇
一同(同)粉狀青竹	同	一、〇〇〇、〇〇
一同(直)ダイレクトグリングフユリアー	同	四八〇、〇〇
▲同(同)同エムテー	同	七二〇、〇〇
一米國製ロクンドエキス一等品 百磅	同	一〇〇、〇〇
一同(〃)マランクリメクール一等品百磅	同	八〇、〇〇
△米國製群青エムエム	同	一三〇、〇〇
▲同同アールエフ	同	一二〇、〇〇
一日本製群青エー	同	一〇〇、〇〇
一同ベレンスエー	同	一八〇、〇〇
一支部製三爽朱	同	五〇〇、〇〇
一同鉛華朱	同	五〇〇、〇〇
一日本製高砂印硃朱	同	四五〇、〇〇
▲同十印硃朱	同	三八〇、〇〇
一同群朱	同	一五〇、〇〇
一同新洋紅	同	四五〇、〇〇

工業藥品

品名	量目	
一曹達灰月印	百磅	六、八〇
△同米國ライト	同	五〇、〇〇
一重曹月印	同	一〇、〇〇
△苛性曹達米國强度	壹袋	七、五〇
一同酸曹强度	百磅	九、五〇
一同同並度	同	九、五〇
一硅酸曹達和製	同	一三、〇〇
一黃血曹達	同	四五、〇〇
一重コロム酸曹達	同	四三、〇〇
一亞硝酸曹達九十五%	同	五六、〇〇
一硫化曹達酸曹達印	同	八、〇〇
一純印化曹達	同	四〇〇
一燐酸加里	百十二磅	三二、〇〇
一重コロム酸加里和製	百磅	五二、〇〇
△硫酸加里九〇%	同	三〇、〇〇
一米醋酸九十九%	同	四三、〇〇
一同九十六%驗付	同	三八、〇〇
一同九十六%工用	同	三六、〇〇
一醋酸四十八%工用	同	二〇、〇〇
▲硝酸四〇度	同	一三、五〇
△鹽酸二〇度	百磅	七、〇〇
△石炭酸	同	二七、〇〇
△硼酸百基入	樽	九五、〇〇
▲結晶	同	九〇、〇〇
△硫酸六六度	同	六、〇〇
△同六五度	同	五、〇〇
一同六〇度	同	五、〇〇
一硫酸曹達(芒硝)	壹俵	三、〇〇
一吐酒石	百ポンド	二二〇、〇〇
一丹礬	百斤	二六、〇〇
一硼砂	同	二六、〇〇
一亞鉛末	同	五五、〇〇
一クロム明礬	百ポンド	四五、〇〇
▲明礬	百斤	一五、〇〇
一鵝粉三五%	百ポンド	一一、〇〇
一同三三%	同	九、〇〇
一レケラタ	百斤	三二五、〇〇
△洋ナヤン大樽上目	百ポンド	一四、〇〇
一硫酸銅	同	五、〇〇
一マルセル石鹼別製九本入壹箱	百ポンド	六、〇〇
一ベタナフトル	同	一二〇、〇〇
ハイドルサルファイト	同	一七、〇〇
エスエス酸曹製		
△アニリンオイル	同	六〇、〇〇
一アニリンサルト日染	百斤	一二〇、〇〇
一單寧酸テーエス	百ポンド	一九、〇〇
△バラーメン	同	七〇〇、〇〇
一カテキュ(亞仙藥)	百斤	三五、〇〇
一アラビヤゴム	同	四三、〇〇
一デキストリン	百ポンド	一五、〇〇
▲バラフニトラニリン	百斤	三七〇、〇〇
△ベンゾール	百ポンド	二五、〇〇
△サノチールアニリン	同	二〇〇、〇〇
一亞鉛華　二百廿四ポンド		五八、〇〇
一ナフタリン　百ポンド		一八、〇〇
一過酸化曹達和製品	同	九〇、〇〇
△酒石酸	同	一一〇、〇〇

◎度量衡法改正に就て◎

化學天秤
物理天秤
調劑天秤
上皿天秤
上皿自働秤
比重天秤
ビユレット
ピペット
メスシリンドル
メスフラスコ
メスピペット
液量器

度量衡法が改正になりまして新に計量の取締が制定されました結果計量の正確と云ふ事が大層必要な事に成りました

染物同業の各位は原料購入の場合は勿論又御使用の際にも計量と云ふ事は最も大切な事であると思ひます、處が之を計量すべき量衡器が狂て居りましては莫大なる損失を被むる事となります

弊社の製品は總ての點に注意して模範的に出來て居りますから御安心の上御使用あらん事を皆樣に御勸めする次第であります

◉型錄は御一報次第送呈可仕候

◉市内の御注文品は早速持參可仕候

株式會社 島津製作所
京都市河原町四條上
電話 四八四番
二八八番
修學院二七八番

ゴム靴はく人の一大福音
寒さ知らず仕事が出來る
水洗用大長靴（長サ二尺三寸 耐久力三ヶ年）
考案始祖
特價一足拾五圓より廿圓迄
其他長靴半長靴御好みに應じ調製
斯界の斗泰
純原料生地ゴム製
（特價）
勞働向一足金貳圓七拾錢
普通向同金參圓五拾錢
紳士向同金參圓九拾錢
スリツパ同金壹圓五拾錢
原料もよし
塗料もよい
格好もよし
耐久もよい
責行もよし
防寒防水は絶對的に出來る一日の履料金壹錢强
ゴム靴の御用命は是非大和ゴム商會へ
御賣御希望の方は御一報次第カタログ進呈
京都市烏丸通高辻東入

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第十九號

左記ノモノ職工徒弟名簿ヘ記セリ此旨公示ス

大正九年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

形彫部員　宇野　米吉
友仙染部員　平井吉之助
同　土
同　越村良平
同　中西竹次郎
張物部員　清水　傳
友仙染部員　北川泰次郎
同　西村善次郎
卿石再整部員　近藤八郎
同　木村菊次郎
同　人見忠三郎

◆公示第二十號

左記ノモノ組合定款第六條ニヨリ屋備契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正九年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙染部員吉川淺太郎
同　吉田豐次郎
同　山本國次
同　田中伊三郎

◆公示第廿一號

左記ノモノ職工徒弟取締規約第九條ニヨリ組合員ニ於テ傳使スルコトヲ停止ス

大正九年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

綿布再整部員光村清吉
同　金子友孝
同　渡邊貞勝
友仙部員　八木伊三郎
同　益根貫

大正八年度京都染物同業組合經費收支決算

收入ノ部

科目	豫算額	決算額	比較增減
第一款　組合經費			
一項　等級割	八、〇〇〇、〇〇	八、〇〇〇、〇〇	
二項　戸數割	四〇〇、〇〇	三五八、〇〇	△四二
第二款　雜收入			
一項　證票料	三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	
二項　賣却品代	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
三項　廣告料	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
四項　繰越金	八、八八四、〇〇	八、八八四、〇〇	
合計金	九、〇〇〇、〇〇	九、〇〇〇、〇〇	

支出ノ部

科目	豫算額	決算額	比較增減
第一款　勤業費			
一項　博覽會費	二、〇〇〇、〇〇	一、九二〇、〇〇	△八〇
二項　聯合會費	三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	
三項　補習學校費	四〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇	
四項　勤業費	三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	
第二款　試驗所費			
一項　職員給	六〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇	
二項　器具費	六〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇	
三項　藥品染料費	一〇〇〇、〇〇	一〇〇〇、〇〇	
四項　試驗原料費			
五項　圖書費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
六項　修繕費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
第三款　所費			
一項　印刷費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
二項　文具費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
三項　通信費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
四項　諸給料			
第四款　雜費			
一項　報酬	一、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	
二項　會議費	三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	
三項　歡待費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
四項　宿直賄費	九〇、〇〇	九〇、〇〇	
五項　賞與費	二四〇、〇〇	二四〇、〇〇	
第五款　諸給料			
一項　理事給	六〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇	
二項　書記給	一、二〇〇、〇〇	一、二〇〇、〇〇	
三項　臨時雇給	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
四項　使丁給	一、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	
第六款　雜費			
一項　備付品費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
二項　點燈費	六〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇	
三項　清耗費	三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	
四項　修繕費	一、六〇〇、〇〇	一、六〇〇、〇〇	
五項　雜費	一、八〇〇、〇〇	一、八〇〇、〇〇	
六項　保險費	五〇〇、〇〇	五〇〇、〇〇	
七項　旅費乘車費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
第七款　雜費			
一項　報酬	一、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	
二項　會議費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
三項　歡待費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
四項　宿直賄費	九〇、〇〇	九〇、〇〇	
五項　賞與費	二四〇、〇〇	二四〇、〇〇	
第八款　雜費			
一項　修繕費	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
二項　廣告料	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
三項　賣却品代	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
四項　繰越金	一、八八四、〇〇	一、八八四、〇〇	
合計金	九、〇〇〇、〇〇	九、〇〇〇、〇〇	

大正十年度京都染物同業組合經常費收支豫算

收入之部

科目	大正十年度豫算	前年度豫算	比較增減
第一款　組合經費			
一項　等級割	一、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	
二項　戸數割	四〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	△一〇〇
第二款　雜收入			
一項　證票料	三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	
二項　賣却品代	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
三項　廣告料	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
四項　繰越金	一、八八四、〇〇	一、八八四、〇〇	
合計金	二、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇	

支出之部

科目	大正十年度豫算	前年度豫算	比較增減
第一款　組合經費			
一項　等級割	一、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	
二項　戸數割	四〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	△一〇〇
第二款　雜收入			
一項　證票料	三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	
二項　賣却品代	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
三項　廣告料	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
四項　繰越金	一、八八四、〇〇	一、八八四、〇〇	
合計金	二、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇	
差引殘金	一、二二〇、二二四	一、二二〇、二二四	

© Kyozomekai